

障害児通所支援に関する意見等



一般社団法人

全国肢体不自由児者父母の会連合会

団体の概要

1. 設立年月日

1961年(昭和36年)11月10日

2. 活動目的及び主な活動内容

肢体不自由児・者の福祉の増進と、自立による社会参加を目的としてさまざまな事業を推進しています。

- 肢体不自由児・者が、自立更生できるような環境づくりに努めています。
- 肢体不自由児・者の福祉に関する社会的啓発を進めています。
- 肢体不自由児・者の福祉に関する調査や研究を行っています。
- 47都道府県父母の会育成強化のため、知識の普及と助成を行っています。
- その他、目的を達成するために必要な事業を行っています。
- 同じ悩みをもつ父母が集まり、相互の交流をはかり、協力し合いながら常に研鑽に励んでいます。

3. 会員数等

1万2,000人

障害児通所支援に関する意見等

「児童発達支援ガイドラインについて(障発0724第1号平成29年7月24日発)(以下ガイドライン)」の各項目で打ち出された内容が、現状では十分理解・実践されていないことから、今回の検討事項から導かれた内容は、新たな視点での検討ではなく、本来あるべき支援の在り方を実践すべく、さらにマニュアル化したものとしていくべきと考えます。

I 「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)施行後の、児童発達支援センターの方向性について

- 役割・機能の明確化：ガイドラインを履行したアセスメントを行ってください。
- 「福祉型」「医療型」に区別せずに一元化する方向
地域で一元化した事業所で、子供たちに必要とする医療を提供できるのでしょうか。
(特に、発達訓練は医療機関でなければできないのではないか)

II 児童発達支援事業・放課後等デイサービスの「総合支援型(仮称)」と「特定プログラム特化型(仮称)」の方向性等について

- 「総合支援型」「特定プログラム特化型」
特定プログラムを提供できる人材の確保手段が明確化されなければならない。
- 必ずしも障害特性に応じた専門性の高い有効な発達支援となっていない
ピアノや絵画指導が一律に不適切な指導とは言えない。発達支援を踏まえた関わりこそが重要であり、その手段で判断していくのは好ましくないと考える。
- 利用状況に応じた支援とは
ガイドラインでは「家族支援」も重要な支援であり、是非、具体的な支援策を講じていただきたい。

Ⅲ 子ども・子育て一般施策への移行等について

- 保育所等訪問支援について
- 併行通園等の経験のない保育所等に訪問支援をしているが
モニタリングで良好な評価が得られるまでは訪問指導は継続すべきと考える。
- 移行支援について
- インクルージョンを推進するためには
発達支援センターの専門職が個々の子どもの支援計画・教育計画を作成し、それを多岐にわたる関係機関で共有するチームワークを求めます。
- インクルージョン推進の意義とは
様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごすことがインクルージョン推進の一つとするならば、先の検討課題にあるピアノや絵画指導が好ましくないといった表現とは矛盾するのではないか。

Ⅳ 障害児通所支援の調査指標について

- 新たな指標作成に向けて
発達課題には家族内の病理も背景にあるケースも多く見ることから、ガイドラインにもある「家族支援」に家族への直接支援も含めるべきと考える。
- 新たな指標のもと適切な支給量の設定には
丁寧な支援計画に基づいた支給量であるべきと考える。
- 相談支援事業所の役割とは
ガイドラインにはモニタリングは「概ね6か月に一回以上」とあるので、修正を求める。

Ⅴ 障害児通所支援の質の向上について

- 自己評価・保護者評価表について
- 自己評価・保護者評価の共有について
自己評価チェック項目が抽象的であるので、個別指導計画との整合性を図った内容にするべきと考える。

2022年9月29日

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

主な検討事項

今回の検討事項においては、平成29年7月に発している「児童発達支援ガイドラインについて（以下、ガイドラインと記す）」の各項目で打ち出されている内容が、現状では十分に理解・実践がされていないことにあるのではないのでしょうか。つまり、今回の検討事項から導かれた内容は、新たな視点での検討ではなく、本来あるべき支援の在り方を実践すべく、更にマニュアル化したものとしていくべきと考えます。（理念の確認ではなく、実践するための方策であるべきです）

以下に、各検討項目順に当会からの意見を述べさせていただきます。

I 「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）施行後の、児童発達支援センターの方向性について

○役割・機能の明確化

ガイドラインでは、「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供するもの」とあります。その方法として「アセスメントを適切に行い」また「育つ上での自信や意欲、発語だけに限定されないコミュニケーション能力の向上、自己選択、自己決定等も踏まえながら」「一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること」となっています。

上記に示された内容を網羅した、アセスメント表等作成を求めます。

○「福祉型」「医療型」に区別せず一元化する方向

上記アセスメントが適切に行われた際には、障害特性に応じた支援策も決定されることから、その支援策に応じた支援を行うことで、あえて区別化することなく（つまり一元化された）支援が提供できるのではないのでしょうか。

ただ、現状滋賀県では、県中枢の発達支援センターでは、平成24年以降、医療型に特化し、福祉支援は地域で行うようになっています。その理由は、地域での医療資源の希薄や対象乳幼児は地域内では少数であることがありました。また、保護者の希望では、乳幼児期では、発達支援というより、発達医療（リハビリテーション）を求めることが強いため、医療としては手薄な地域での訓練を希望しない傾向が強くなることです。

今回の検討項目で、アセスメント通りの医療型を地域で行うためには、医療スタッフの強力な配置が必要です（集団的な療育環境での医療訓練は意味がありません）。

Ⅱ 児童発達支援事業・放課後等デイサービスの「総合支援型(仮称)」と「特定プログラム特化型(仮称)」の方向性等について

○「総合支援型」「特定プログラム特化型」

ガイドラインでは提供すべき支援として「「保育所等との連携及び移行支援を行うために、保育所保育指針の養護のねらい及び内容を理解すること」とあり、「発達支援、家族支援、地域支援・・・に必要な支援内容を具体的に提供しながら、総合的に支援を行う」となっています。検討項目にも挙げられるように5領域を丁寧に評価した総合支援型を基本とし、そのうえで特定プログラム特化型を提供するには、地域に強力なスタッフ配置が求められます。そういった財政支援も担保していただくことが重要です。

滋賀県では、医療型として県中枢センターがその任を負っています。地域に医療特定プログラム特化型設営のニーズはどれほどあるのでしょうか。

○必ずしも障害特性に応じた専門性の高い有効な発達支援となっていない

ピアノや絵画のみの指導は私費でも負担している健常児もいる、との見識は好ましくないと考えます。発達障害の子供たちに、ピアノや絵画の指導をするには、すでに子供たちの特性を理解していなければできません。ピアノや絵画というのは、指導の手段であり、その手段を用いて子供たちの情緒安定や対人関係の改善がなされる事例は多くあります(感覚統合療法として取り入れていく場合もあります)。ベースに、子供たちの個別指導計画が発達支援にかなうかどうかで判断すべきです。

滋賀県内でも、学習塾がいわゆる学習指導をする際に、子供たちの特性に合わせて指導を行っている事業所もあります。

○利用状況に応じた支援とは

ガイドラインでは「保育所保育指針の養護のねらい及び内容を理解し」「移行支援。家族支援」も重要な視点となっている。特に家族支援では、「さまざまな家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援等を行う」必要があり、今回の検討では是非、具体的な支援方法を構築してください。

Ⅲ 子ども・子育て一般施策への移行等について

○保育所等訪問支援について

○併行通園等の経験のない保育所等に訪問支援をしているが

下記検討項目にモニタリング期間の適正を検討すべきとあるように、併行通園等の経験のない保育所等において、支援を実践しながら向上を目指すとするならば、モニタリングで良好となる評価が出るまでは、定期的な訪問指導は継続すべきと考えます。

○移行支援について

○インクルージョンを推進するためには

今回検討課題として挙げられた内容は、専門性も高く、連携機関も多岐にわたるため、発達支援事業所の職員にその中核を担わせるには荷が重いのではないのでしょうか。
発達支援センターの専門職が、個々の子どもの支援計画・教育計画を作成し、それを共有する形が望ましいのではないのでしょうか。

○インクルージョン推進の意義とは

この検討課題に挙げられるように、子供たちが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごすことがインクルージョン推進の一つの取り組みとされるなら、先の検討課題にある、ピアノや絵画指導が好ましくないといった表現とは矛盾するのではないのでしょうか。

IV 障害児通所支援の調査指標について

○新たな指標作成に向けて

発達に課題がある子供の背景には、家族からのアプローチの稚拙さが大きくあります。子供の発達を支援するためには、そういった家族背景の指標も是非取り入れるべきだと思います。さらに、家族に課題がある場合は積極的に家族への支援も行うべきです。

○新たな指標のもと適切な支給量の設定には

丁寧な支援計画のもと、支給量は決定されるべきであり、障害程度区分等で一律の決定は行うべきではないと考えます。

○相談支援事業所の役割とは

モニタリングが「6月に一回」に集中とありますが、ガイドラインには「概ね6月に一回以上モニタリングを行うこと」となっていますので、ガイドラインから修正をお願いします。

V 障害児通所支援の質の向上について

○自己評価・保護者評価表について

○自己評価・保護者評価の共有について

自己評価チェック項目が抽象的過ぎて、個別指導計画との整合性が図れません。
評価はモニタリングにも活用できるように、個別指導計画に沿ったものにするべきと考えます。

以上